



東京三会同研修会報告

2007年2月13日、東京家庭裁判所後見センターの都築民枝裁判官、品川英基裁判官、小木知一主任書記官、中島幸治主任調査官を講師にお招きして研修会を開催した。今回の研修会は、東京三会の共催（今回は第一東京弁護士会が主担当）という初の試みであったが、総勢約240名の参加をみ、大変好評であった。

◇◇ 弁護士後見の類型

研修会に先立ち、実際に後見実務に従事している弁護士を中心に、裁判所に質問したい事項、要望したい事項等についてアンケートにより調査を実施した。質問事項は最終的に20項目強に整理されたが、その各項目ごとに、実務上の悩みや疑問に対して、裁判官、書記官、調査官より、大変熱のこもった回答がなされた。

裁判所が弁護士を後見人（保佐人、補助人含む、以下同じ）として選任するケースとしては、第1に親族間紛争がある場合、第2に親族候補者の事務処理能力に疑義がないしは不正の虞がある場合、第3に親族がないなど適任の親族がない場合、第4に被後見人（被保佐人、被補助人含む、以下同じ）の資産が高額で管理方法が複雑である、不動産売買等の重要な法律行為が予定されているなど後見事務の内容から専門職の関与が相当とされる場合とに概ね大別される。

また、弁護士が親族との複数後見人として選任される場合がある。この場合は、身上監護は同居の親族が行ないつつ、財産管理は親族間の不信任等もあることから弁護士が行なう必要があるという「紛争型」と、管理財産・事務等の内容から積極的に専門家の関与を求める必要があるが、親族候補者が弁護士の単独後見に難色を示す場合、あるいは不動産売買等の重要な法律行為を終了するまでの一定期間関与し、この間の親族後見人の指導・教育も期待される場合に想定される「援助・教育型」とがある。

さらに、近時、弁護士が短期間の後見監督人として選任される場合がある。この場合は、初回財産目録と収支予定表の作成を通じて後見人を指導・教育することを目的とする「教育型」と、不動産売買等の重要な法律行為を専門家の関与により処理する、あるいは一定の法律行為に関して親族後見人の利益相反を回避する

ことを目的とする「課題型」及びその「複合型」とがある。

◇◇ 弁護士に寄せられる期待

いずれの類型においても、弁護士としての専門性、培ってきた調整能力の発揮が強く期待されている。これから迎える超高齢化社会において、成年後見実務の分野で弁護士に寄せられる期待は大きく、その活躍の場も広い。他方、案件によっては、親族間の紛争、あるいはそもそも弁護士への報酬の支払いや財産の開示への躊躇などから、時折親族間の調整に戸惑うこともあるかもしれない。かかる場合、裁判所としても必要なサポートをしているし、また、裁判所も個別の案件ごとに一定の柔軟な対応を考えているようである。行き詰まったときは裁判所に相談することが適切という場合もあろう。また、仄聞したところでは、それなりの事件では、それなりの報酬が付与されているようである。是非とも多数の会員に後見人等候補者推薦名簿に登録していただきたい。

本研修会においては、他にも、申立時における鑑定の要否の基準、本人調査の要否の基準、申立費用の負担者、書類の保存期間、報告書の記載方法、報酬請求の方法・基準、被後見人死亡時の葬儀費用の負担の可否等の後見実務上の諸問題について、裁判所実務の実情の紹介と合わせて解説がされた。関心のある方は、本研修会のレジュメ等が作成されているので、東弁人権課までお問い合わせいただきたい。

ところで、今般オアシス業務マニュアルが改訂された。既に2007年4月に同マニュアルに関する研修会が開催されたが、是非一度ご確認いただくようお願いする次第である。

（高齢者と障害者の権利に関する特別委員会
副委員長 吉野 智）